

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年3月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500413号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500132号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を20万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

平成15年12月25日にA社から支払われた私の賞与に係る記録が確認できない。

しかし、私は、請求期間当時に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与振込口座の預金通帳、A社の事業主の回答及び同僚が保管する賞与支給明細書から、請求者は平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、請求者が所持する預金通帳及び同僚が保管する賞与支給明細書から、20万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料につき納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500350 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500056 号

第 1 結論

昭和 40 年*月から昭和 49 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年*月から昭和 49 年 12 月まで

昭和 48 年 12 月に、A 市役所から、それまで支払っていなかった国民年金保険料を特例により納付できる旨の通知が届き、昭和 49 年 1 月に同市役所に出向いた上、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を一括して納付したにもかかわらず、未納となっているのは納付できない。調査の上、請求期間を保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 48 年 12 月に、A 市から国民年金の特例納付制度の案内通知があり、昭和 49 年 1 月に同市で加入手続をし、窓口で請求期間に係る国民年金保険料を一括して納付した旨主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号 (以下「記号番号」という。) は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 51 年 12 月 16 日に社会保険事務所 (当時) から同市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日が昭和 52 年 1 月 25 日であることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年 1 月下旬頃に行われたものと推認できるところ、当該加入手続が行われたと推認される時点を基準にすると、第 2 回特例納付期間を過ぎていることから、特例納付することはできない上、請求期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する昭和 49 年 1 月当時においては、請求期間の大部分については、過年度納付及び第 2 回特例納付により保険料を納付するほかないが、制度上、それらの方法による保険料納付は市町村窓口では取り扱うことはできないところ、A 市は、国民年金未加入者に個別に特例納付の案内を通知しておらず、過年度納付及び特例納付の保険料については、金融機関で納付するための納付書を窓口で作成することはあっても、領収はしていなかった旨陳述しており、請求者の主張は同市の取扱いと相違している。

さらに、請求者は、A市の窓口で国民年金保険料を納付した際に領収書を渡されず、同市職員がオレンジ色の年金手帳を手にし、後で送付されるこの年金手帳が領収書の代わりになると言われた旨陳述しているが、オレンジ色の年金手帳は昭和49年11月以降に使用されたものであり、請求者が主張する昭和49年1月に同市においてオレンジ色の年金手帳を取り扱っていたとは考え難いことから、請求者の主張に不自然さがある。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果から、A市において請求者に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、口頭意見陳述においても、請求者のこれまでの主張を裏付ける新たな事情は確認できない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500342 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500131 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私の A 社における年金記録は、昭和 35 年 7 月 1 日からとなっているが、同社の寮に同年 3 月 31 日に入寮し、同年 4 月 1 日から勤務したので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社における請求者の元同僚の回答及び請求者による同社入社経緯についての具体的な陳述により、請求者は、請求期間に同社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から事業主により控除されていたことを示す資料（給与明細書、源泉徴収票等）を所持していない上、閉鎖登記簿謄本及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 54 年 3 月 1 日に解散するとともに、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時に A 社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚に照会したところ、13 人から回答又は陳述を得たが、いずれも同社の給与明細書を所持しておらず、請求期間当時における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500369号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500133号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

私は、請求期間について、A事務所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者の記録が無いことに納得できない。調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者に係るA事務所における離職日は、平成7年9月30日であることが確認できることから、請求者は、請求期間に同事務所において勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A事務所は、平成7年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、請求者は、請求期間に同事務所において、厚生年金保険に加入することができない。

また、オンライン記録により、請求者の平成7年9月30日における厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る処理は、同年10月2日に行われていることが確認でき、遡及して訂正処理が行われた形跡は無い。

さらに、A事務所の事業主は既に死亡しており、請求者の請求期間当時における勤務状況等の詳細について確認することができない上、同事務所の請求期間直前の厚生年金保険被保険者は請求者一人であることから、当時の同事務所における厚生年金保険の取扱いについて、元同僚等に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。